

株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する

調査特別委員会

調査報告書

令和6年10月31日

## 目次

	ページ
1 調査の趣旨	1
2 調査特別委員会の設置及び調査事項	
(1) 設置の決議	1
(2) 委員会名称及び構成	1
(3) 法的助言者	1
(4) 調査事項	1
(5) 調査権限	1
(6) 調査期限	2
3 委員会の開催状況	3
4 証人の出頭等	
(1) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項	7
5 記録、資料の提出	
(1) 地方自治法第100条第1項の規定により提出を求めた記録 及び提出状況	8
6 委員派遣	11
7 調査の内容及び委員会としての判断	
(1) 旧東京アンテナショップに係る業務委託	11
(2) ふるさと洲本もつともっと応援事業の特産品等の 提供に関する事務	11
8 総括	12
9 証言拒否等	
(1) 証人の出頭拒否、参考人の出席拒否の状況	12
(2) 証人の証言拒否の状況	13
(3) 虚偽の証言、自白の状況	13
(4) 記録の提出拒否の状況	13
(5) 宣誓拒否の状況	13
10 告発	

(1) 告発の状況	1 3
(2) 告発の取り下げ	1 3
<b>11 調査経費</b>	
(1) 調査経費に関する議会の議決状況	1 3
(2) 決算見込み額	1 3
<b>12 その他</b>	
(1) 証人に対する公示送達	1 3

## 1 調査の趣旨

令和5年10月に元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会が、ふるさと納税問題第三者調査委員会から指摘された、元市職員による、ふるさと納税事務に関連した不適切な事務処理について、地方自治法第100条の規定に基づき、より深く調査を行っていくため設置された。

その過程で、旧東京アンテナショップにおける在庫管理の調査中、仕入の価格が販売価格を上回るものや、株式会社淡路島第一次産業振興公社の社員が経営すると思われる会社より、商品が納入されていることが確認された。

この旧東京アンテナショップについては、洲本市から業務委託されたものであり、また、ふるさと洲本もっともっと応援事業の特産品等の提供に関しても、本市に関わる事務等であることから、より深く調査を行うべく当委員会が設置された。

## 2 調査特別委員会の設置及び調査事項

### (1) 設置の決議

「株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等の調査に関する決議」

令和6年3月26日、令和6年第2回洲本市議会定例会において可決

### (2) 委員会の名称及び構成

①名称 株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する  
調査特別委員会

②定数 6人

③委員長 木戸 隆一郎

④副委員長 柳川 真一

⑤委員 間森 和生

中野 瞳子

清水 茂

先田 正一

### (3) 法的助言者

弁護士法人中田・島尾法律事務所 弁護士 美馬 和仁

(D元店長からの令和6年3月13日付通知に対する対応について助言を求める。)

### (4) 調査事項

① 旧東京アンテナショップに係る業務委託について

② ふるさと洲本もっともっと応援事業の特産品等の提供に関する事務について

### (5) 調査権限

地方自治法第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会に委任する。

(6) 調査期限

議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査が終了するまで継続して行うことができる。

### 3 委員会の開催状況

	日時・場所	協議内容等
第1回	令和6年3月26日（火） 午後3時26分～午後3時50分 第1委員会室	<p>1 正副委員長の互選 (木戸委員長、柳川副委員長が当選)</p> <p>2 委員会の運営方針 (6月定例市議会で何らかの報告することを目標に調査を進めることに決定。)</p> <p>3 次回開催時期 (開催日時について、正副委員長で協議し、決定することに決定。)</p>
第2回	令和6年4月4日（木） 午後1時30分～午後1時35分 議場	<p>1 調査事項の確認 (調査事項を「旧東京アンテナショップに係る業務委託について」「ふるさと洲本もっともっと応援事業の特産品等の提供に関する事務について」とすることに決定。)</p> <p>2 記録提出要求 (旧東京アンテナショップに係る業務委託について、(株)淡路島第一次産業振興公社へ旧東京アンテナショップにおける、すべての物品の品名、販売価格、仕入れ価格の一覧。旧東京アンテナショップ元店長の在籍履歴。 E社へ納入場所として旧東京アンテナショップに納品していた品物の一覧。 以上の記録提出を求めることを決定。)</p> <p>3 証人出頭要求 ((株)淡路島第一次産業振興公社のA元統括室長、B支配人に 対して、次回委員会に出頭要求を行うことを決定。)</p>

第3回	令和6年4月22日（月） 午前10時00分～午後4時27分 議場	1 証人尋問 (A元統括室長、B支配人) 2 記録提出要求 (旧東京アンテナショップに係る業務委託について、F社へ、旧東京アンテナショップに納品していた品物の一覧。品名、数量、請求先、請求金額を記載したもの。 業務として委託していた場合は、その委託先の記録提出を求めることを決定。) 3 証人出頭要求 (上崎市長に対して、次回委員会に出頭要求を行うことを決定。)
第4回	令和6年5月2日（木） 午後5時30分～午後7時13分 議場	1 証人尋問 (上崎証人) 2 記録提出要求 (旧東京アンテナショップに係る業務委託について、株淡路島第一次産業振興公社へ旧東京アンテナショップにおけるすべての物品の品名、販売価格、仕入れ価格の一覧。 廃棄したお弁当の資料。 市へ旧東京アンテナショップにおける業務委託に関する契約書類一式。 以上の記録提出を求めるなどを決定。) 3 証人出頭要求 (C元魅力創生課長に対して、次回委員会に出頭要求を行うことを決定。)

第5回	令和6年5月26日（日） 午前10時00分～午前11時42分 議場	1 証人尋問 (C元魅力創生課長) 2 記録提出要求 (旧東京アンテナショップに係る業務委託、及びふるさと洲本もっともっと応援事業の特産品等の提供に関する事務について、 株淡路島第一次産業振興公社へ平成30年度、令和元年度の決算書。 G社へ 平成30年11月から令和元年12月末までの期間を含む決算書。 E社との契約書類一式、及び打合せに関する文書)。F社の契約書類一式、及び打合せに関する文書。 D元店長へ お弁当の販売、仕入れに関する録音データ。E社とのお弁当の仕入れに関する打合せの録音データ。 F社とのお弁当の仕入れに関する打合せの録音データ。お弁当の廃棄に関する録音データ。 以上の記録提出を求めることを決定。) 3 証人出頭要求 (D元店長に対して次回委員会に出頭要求を行うことを決定。)
第6回	令和6年6月18日（火） 午後1時30分～午後4時38分 議場	1 証人尋問 (D元店長) 2 今後の予定について (これまでの証人尋問での証言、記録提出があった資料などを確認しながら、報告書をとりまとめていくことを決定。)
第7回	令和6年8月28日（水） 午前10時00分～午前10時04分	1 記録提出要求 (第6回委員会のD元店長の証言を

	<p>分 議場</p>	<p>受けて、改めて、旧東京アンテナ ショップに係る業務委託につい て、及びふるさと洲本もっともつ と応援事業の特産品等の提供に關 する事務について、 G社へ、 平成30年11月から令和元年1 2月末までの期間を含む決算書。 E社との弁当の仕入れ決定にかかる 打合せに関する文書。F社との 契約書類一式、及び弁当の仕入れ 決定にかかる打合せに関する文 書。</p> <p>D元店長へ お弁当の販売、仕入れ価格の決定 に関する録音データ。E社とのお 弁当の仕入れ価格の決定に係る打 合の録音データ。F社とのお弁当 の仕入れ、価格の決定に係る打 合の録音データ。 以上の記録提出を求めるこを決 定。)</p> <p>2 今後の予定について (これまでの証人尋問での証言、 記録提出があつた資料などを確認 しながら、報告書をとりまとめて いくことを決定。)</p>
第8回	<p>令和6年10月28日(月) 午前10時00分～午前10時7分 議場</p>	<p>1 調査報告書(案)について</p> <p>2 記録の返還について (調査終了に伴い、関係者から提出 された記録を返還することに決 定。)</p>

#### 4 証人の出頭等

(1) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

①A 元(株)淡路島第一産業振興公社 統括室長

○出頭を求めた日時

令和6年4月22日（月）午前10時

○証言を求めた事項

- ・旧東京アンテナショップに係る業務委託について
- ・ふるさと洲本もっともっと応援事業の特産品等の提供に関する事務について

②B (株)淡路島第一次産業振興公社 支配人

○出頭を求めた日時

令和6年4月22日（月）午後1時30分

○証言を求めた事項

- ・旧東京アンテナショップに係る業務委託について
- ・ふるさと洲本もっともっと応援事業の特産品等の提供に関する事務について

③上崎勝規 市長 (株)淡路島第一次産業振興公社 代表取締役社長)

○出頭を求めた日時

令和6年5月2日（木）元市職員の不適切な事務処理等に関する

調査特別委員会終了後（午後5時30分）

○証言を求めた事項

- ・旧東京アンテナショップに係る業務委託について
- ・ふるさと洲本もっともっと応援事業の特産品等の提供に関する事務について

④C 元魅力創生課長（退職）

○出頭を求めた日時

令和6年5月26日（日）元市職員の不適切な事務処理等に関する

調査特別委員会終了後（午前10時）

○証言を求めた事項

- ・旧東京アンテナショップに係る業務委託について
- ・ふるさと洲本もっともっと応援事業の特産品等の提供に関する事務について

⑤D 旧東京アンテナショップ 元店長

○出頭を求めた日時

令和6年6月18日（火）午後1時30分

○証言を求めた事項

- ・旧東京アンテナショップに係る業務委託について
- ・ふるさと洲本もっともっと応援事業の特産品等の提供に関する事務について

## 5 記録、資料の提出

(1) 地方自治法第100条第1項の規定により提出を求めた事項

①株式会社淡路島第一次産業振興公社 代表取締役社長 上崎勝規

○提出を求めた記録

旧東京アンテナショップに係る業務委託について

- ・旧東京アンテナショップにおける、すべての物品の品名、販売価格、仕入れ価格の一覧。(平成31年1月から5月末までの期間)
- ・旧東京アンテナショップ元店長 D氏の在籍履歴。

【追加請求分】

旧東京アンテナショップに係る業務委託、及びふるさと洲本もっともつと応援事業の特產品等の提供に関する事務について

- ・平成30年度、及び令和元年度の決算書

○提出状況

令和6年4月5日付で(【追加請求分】除く)の記録の提出を求めたところ、令和6年4月22日、及び令和6年6月14日に、記録の提出があった。

また、令和6年5月28日付で上記、【追加請求分】の記録の提出を求めたところ、令和6年6月10日に、記録の提出があった。

②E社

○提出を求めた記録

旧東京アンテナショップに係る業務委託について

- ・平成31年1月から5月末までの期間において、旧東京アンテナショップに納品していた品物の一覧。業務として委託していた場合は、その委託先。
- ・上記期間において、G社から発注された物品があれば、その一覧。

○提出状況

令和6年4月5日付で上記の記録の提出を求めたところ、令和6年4月11日に、記録の提出があった。

③F社

○提出を求めた記録

旧東京アンテナショップに係る業務委託について

- ・平成31年1月から5月末までの期間において、旧東京アンテナショップに納品していた品物の一覧。業務として委託していた場合は、その委託先。
- ・上記期間において、G社から発注された物品があれば、その一覧。

○提出状況

令和6年5月2日付で上記の記録の提出を求めたところ、令和6年5月20日に、記録の提出があった。

④洲本市長 上崎 勝規

○提出を求めた記録

旧東京アンテナショップに係る業務委託について

- ・委託契約書類一式

○提出状況

令和6年5月9日付で上記の記録の提出を求めたところ、令和6年5月22日に、記録の提出があった。

⑤D 旧東京アンテナショップ 元店長

○提出を求めた記録

旧東京アンテナショップに係る業務委託、及びふるさと洲本もっともっと応援事業の特産品等の提供に関する事務について

- ・お弁当の販売、仕入れに関する録音データ
- ・E社とのお弁当の仕入れに関する打合せの録音データ
- ・F社とのお弁当の仕入れに関する打合せの録音データ
- ・お弁当の廃棄に関する録音データ

【連絡文通知1】

当委員会より、提出要求の連絡文を送付

【連絡文通知2】

当委員会より、提出要求の連絡文を送付

【追加の記録提出請求】

当委員会より、再度

旧東京アンテナショップに係る業務委託、及びふるさと洲本もっともっと応援事業の特産品等の提供に関する事務について

- ・お弁当の販売、仕入れ価格の決定に関する録音データ
- ・E社とのお弁当の仕入れ、価格の決定に係る打合せの録音データ
- ・F社とのお弁当の仕入れ、価格の決定に係る打合せの録音データ

について、記録提出請求書を送付

【連絡文通知3】

当委員会より、追加の記録提出請求に関する連絡文を送付

○提出状況

令和6年5月28日付で上記の記録の提出を求めたところ、代理人弁護士より、提出書類の特定の連絡文書のみ提出され、記録については提出されなかった。

【連絡文通知1】に対して、記録提出できない理由、提出書類の特定の連絡文書の提出のみで、記録については提出されなかった。

【連絡文通知2】に対して、連絡なし。

【追加の記録提出請求】に対して、書類提出拒否として、記録については提出されなかった。

【連絡文通知3】に対して、令和6年10月15日付、提出された記録には、当委員会から請求していた記録は、提出されなかった。

## ⑥G社

### ○提出を求めた記録

旧東京アンテナショップに係る業務委託、及びふるさと洲本もっともっと応援事業の特産品等の提供に関する事務について

- ・平成30年11月から令和元年12月末までの期間を含む決算書
- ・E社との契約書類一式、及び打合せに関する文書（メール等含む）
- ・F社との契約書類一式、及び打合せに関する文書（メール等含む）

### 【連絡文通知1】

当委員会より、提出要求の連絡文を送付

### 【連絡文通知2】

当委員会より、提出要求の連絡文を送付

### 【追加の記録提出請求】

当委員会より、再度

旧東京アンテナショップに係る業務委託、及びふるさと洲本もっともっと応援事業の特産品等の提供に関する事務について

- ・平成30年11月から令和元年12月末までの期間を含む決算書  
(損益計算書、貸借対照表、その他付属する財務状態を示す書類一式)  
(上記期間における月次データ)
- ・E社とのお弁当の仕入れ決定にかかる打合せに関する文書（メール等含む）
- ・F社との契約書類一式、及び弁当の仕入れ決定にかかる打合せ  
に関する文書（メール等含む）

について、記録提出請求書を送付

### 【連絡文通知3】

当委員会より、追加の記録提出請求に関する連絡文を送付

### ○提出状況

令和6年5月28日付で上記の記録の提出を求めたところ、代理人弁護士より、提出書類の特定の連絡文書のみ提出され、記録については提出されなかった。

【連絡文通知1】に対して、記録提出できない理由、提出書類の特定の連絡文書の提出のみで、記録については提出されなかった。

【連絡文通知2】に対して、連絡なし。

【追加の記録提出請求】に対して、書類提出拒否として、記録については提出されなかった。

【連絡文通知3】に対して、令和6年10月15日付、6点の記録の提出があった

が、請求していた記録すべてに対する回答はなかった。

## 6 委員派遣

なし

## 7 調査の内容及び委員会としての判断

- (1) 旧東京アンテナショップに係る業務委託について
- (2) ふるさと洲本もっともっと応援事業の特産品等の提供に関する事務について

### i 調査対象

元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会の過程において、旧東京アンテナショップで販売されていた商品が、業務委託事業者である株式会社淡路島第一次産業振興公社の社員が経営する会社より納入されていることや、仕入の価格が販売価格を上回る商品があることが確認された。

このことから、旧東京アンテナショップに係る業務委託やふるさと洲本応援事業の特産品等の提供に関する事務について、その経緯や運営について調査することになった。

### ii 認定事実

- ア 旧東京アンテナショップで販売されていた商品の一部が、D元店長の経営するG社を通じて仕入れられており、その商品の一部である主にお弁当では、仕入の価格が販売価格を上回る商品があることが確認された。

一方で、このお弁当におけるG社の仕入の価格と株式会社淡路島第一次産業振興公社への販売価格は同一であり、利益の上乗せはなかったが、一部委託で作られたお弁当については、その仕入の価格を構成する詳細までは判明しなかった。

- イ 業務委託事業者は、旧東京アンテナショップの運営に関し、平成31年3月22日付、「履行及び報告等に関する指示について」では、運営体制の変更について、契約等について、事故等に係る適切な対応と市への迅速な報告について、プレゼンテーションの内容についての4点の事項の履行及び報告等を業務委託事業者へ市から指示したが、期限までに適切な措置が実施されなかつたため、平成31年3月31日をもって業務委託を解除されている。

### iii 当委員会の判断

#### ア 結論

業務委託事業者の契約に関する事項や、本市との業務委託契約に関して内部で検証、調査し、改善策を講ずるべきである。

#### イ 理由

旧東京アンテナショップで販売されていた商品の一部、主にお弁当の販売価格の決定に関する質問に対して、D元店長は「C元課長が決めていた」と証言する一方で、C元課長は「決めていない。」と食い違っている。

また、お弁当の販売に係る経費負担については書面を交わしていないことから、その負担について、認識が異なっていたことが判明した。

業務委託事業者の代表取締役社長は、本市副市長（当時）であるにもかかわらず、市の指示に対し、適切に措置が講じられず契約解除に至ったことは、そもそも運営主体として、適格であったか疑問であるとともに、内部統制や組織、事務のあり方等が適切であったとは言い難い。

よって、業務委託の決定及び運営に関し、検証、調査する必要がある。

## 8 総括

当委員会は、令和5年10月に設置された元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会における、旧東京アンテナショップにおける在庫管理の調査を進める中で、本市からの業務委託や、ふるさと洲本もっともっと応援事業の特産品等の提供に関する事務等については、調査権限の強い、地方自治法第100条に基づき、より深く調査を行うべく設置された。

調査事項については、旧東京アンテナショップに係る業務委託について、ふるさと洲本もっともっと応援事業の特産品等の提供に関する事務についての項目を中心に調査を進めていた。

その中で、D元店長及びG社代表社員D氏に対し、本市議会から地方自治法第100条第1項の規定により、当委員会の調査に必要な記録の提出の請求を行ったが、提出期限として定められた6月10日までに提出されず、また、再度提出を求めた8月29日における請求においても、正当な理由がないのに、その提出期限として定められた9月9日までに提出されなかつたことから、議会に告発を求ることとした。

これらの記録は、元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会の証人尋問において、その存在を示唆しており、その記録によって、仕入れの経緯や価格の決定等の解明に重要なものと考えられていたが、提出がなされなかつたため、調査事項の解明には至ることができなかつた。

しかしながら、洲本市が出資する株式会社淡路島第一次産業振興公社（以下「振興公社」という。）においては、代表取締役社長が本市副市長（当時）であるにもかかわらず、社員が経営する会社からの仕入れなど、通常では考えられない取引や、本市からの指示に対し適切に措置が講じられず、業務委託を解除される結果となつたことは、適切な事務が行われていたとは言い難く、内部統制が機能していなかつたと言わざるを得ない。

結果として振興公社は、お弁当の販売において、仕入の価格を下回る販売価格の設定や、大量の弁当廃棄により多額の赤字を計上することとなつた。

これらの事務等に関して、洲本市は振興公社に対し、監査委員等による調査及び適切な事務の見直しや改善を求めるとともに、組織体制については、抜本的に見直すなどの措置を講ずるべきである。

最後に、当委員会の調査にご協力をいただいた関係各位に感謝を申し上げ、調査報告とする。

## 9 証言拒否等

- (1) 証人の出頭拒否、参考人の出席拒否の状況  
なし

- (2) 証人の証言拒否の状況  
なし
- (3) 虚偽の証言、自白の状況  
なし
- (4) 記録の提出拒否の状況  
あり
- (5) 宣誓拒否の状況  
なし

## 10 告発

- (1) 告発の状況

D元店長及びG社代表社員D氏は、令和6年5月28日、本市議会から地方自治法第100条第1項の規定により、当委員会の調査に必要な記録の提出の請求を受けたが、提出期限として定められた6月10日までに提出しなかった。

また、再度提出を求めた8月29日における請求においても、正当な理由がないのに、その提出期限として定められた9月9日までに提出しなかった。

よって、地方自治法第100条第9項の規定に基づき、告発すべきものと判断し、議長に申し入れを行うことに決定する。

- (2) 告発の取下げ  
なし

## 11 調査経費

- (1) 調査経費に関する議会の議決の状況  
令和6年度分 50万円以内（令和6年 3月26日議決）

- (2) 決算見込み額  
令和6年度

節	内容	金額（円）
8節 旅費	証人1人分の交通費・宿泊費	33,091円
12節 委託料	弁護委託料	110,000円
合計		143,091円

## 12 その他

- (1) 証人に対する公示送達  
なし